

滝沢市コミュニティバスの協議運賃の決定について

令和 8 年 1 0 月から運行開始を予定している「滝沢市コミュニティバス」の運賃は、道路運送法第 9 条第 4 項の規定に基づき設置された運賃協議会において、協議を調える必要があります。また、協議に先立ち、同法第 9 条第 5 項の規定に基づき、住民や利用者等の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要があることから、下記（１）のとおり意見募集を実施しました。

これらの結果を踏まえ、盛岡都市圏運賃協議会設置要綱に基づき設置された「盛岡都市圏運賃協議会」において協議し、運賃を決定します。なお、「盛岡都市圏運賃協議会」は、協議対象路線に関係する市町で構成されるものであり、複数の市町にまたがる路線については合同で運賃協議会を構成することとされていますが、今回は滝沢市単独での構成となります。

【滝沢市コミュニティバスの協議運賃決定の流れ】

（１）住民等からの意見募集

- ・実施期間：令和 8 年 6 月 5 日から令和 8 年 6 月 1 8 日まで
- ・実施方法：滝沢市ホームページでの周知
- ・実施結果：意見なし（０件）

（２）盛岡都市圏運賃協議会での協議（本日：全体会終了後）

- （３）運賃協議会で協議が調ったのち、盛岡都市圏運賃協議会から「協議が調ったことの証明書」を運行事業者あて提出。
- （４）運行事業者から国土交通大臣あて届け出を提出。
- （５）決定した運賃での運行（令和 8 年 1 0 月から）

道路運送法【抜粋】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

・第 9 条第 4 項

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

・第 9 条第 5 項

前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。